

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年7月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和7年7月3日付けで山形県知事から通知があった。

令和7年7月29日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
障がい福祉課	【障がい者計画における数値目標の 効果測定未実施】 第5次山形県障がい者計画について、目標年度を経過した項目について実績評価がなされておらず、他計画の改定に伴う数値目標の変更も行われていないなど、計画の進行管理がなされていない。	令和5年度から施策推進協議会において、計画の進捗状況の確認を行っている。また、数値目標については、令和6年3月に策定した「第6次山形県障がい者計画」において、「山形県障がい福祉計画・山形県障がい児福祉計画」の活動指標等と統合した。
障がい福祉課	【山形県障がい者施策推進協議会の 未開催について】 障害者基本法で設置が義務付けられている「山形県障がい者施策推進協議会」が令和3年度及び4年度に開催されておらず、構成員に対する県の福祉施策の情報提供もなされていない。	令和5年度以降、「山形県障がい者施策推進協議会」を開催している。